

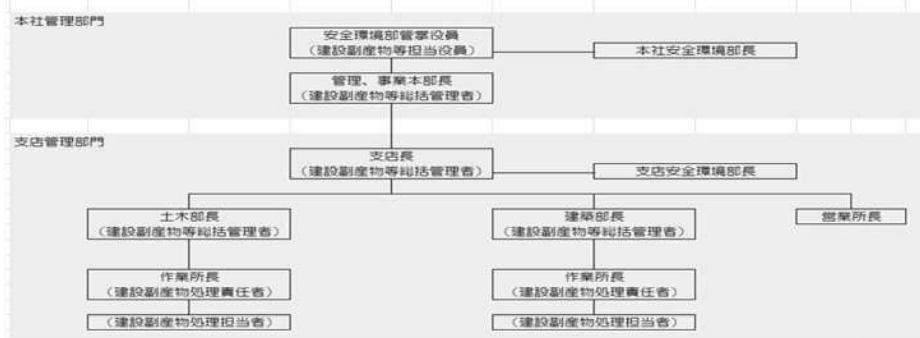
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 18日	
名古屋市長 様	
提出者	
住 所	名古屋市中区錦2-12-14 MANHYO第一ビル5F
氏 名	東洋建設株式会社 名古屋支店
執行役員支店長 小玉 友彦	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	052-221-7301
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東洋建設株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中区錦2-12-14 MANHYO第一ビル5F
計画期間	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：6.99億円/年
③ 従業員数	約70人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類及びがらす・陶磁器くず⇒ 中間処理業者に委託し、再生砕石等にて再利用。 ・廃プラスチック類⇒ 中間処理業者に委託し、選別後一部再利用。 ・金属くず⇒ 中間処理業者に委託し、選別後原材料等にて再使用。 ・建設汚泥⇒ 中間処理業者に委託し、乾燥後一部再利用。 ・紙くず⇒ 中間処理業者に委託し、再生紙等にて再利用。 ・建設木くず⇒ 中間処理業者に委託し、再生チップ等にて再利用。 ・廃石膏ボード⇒ 中間処理業者に委託し、製造メーカーにて再生利用。 ・混合廃棄物⇒ 中間処置業者に委託し、選別後安定もしくは管理型処分。

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

建設副産物等管理に関する社内体制図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1 による	
	排 出 量		
	(これまでに実施した取組) ・建設資材の梱包材を削減するよう指導。 ・現場で発生する端材の有効利用、もしくは再利用。 ・金属類やダンボールは専門業者にてリサイクル対応を指導。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 による	
	排 出 量		
	(今後実施する予定の取組) ・3R運動の展開、再生砕石等の使用による積極的なリサイクル運動の実施。 ・建設廃棄物の「ゼロミッション」を実施する模範現場を設定し、積極的に取組むと共に、他現場への水平展開。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在分別しているのは、がれき類、がらす・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、建設汚泥、紙くず、建設木くず、廃石膏ボード等を実施（現状混廃率：約0.3%）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・狭小現場においても袋詰め等の小分別を行う。 ・分別種類を具体的にイラスト化して提示し、「見える化」による確実な分別と再生効率を高める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全ての廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	1,530.96t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	764.93t	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	1,530.96t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0t	t
	(これまでに実施した取組) ・弊社は自社の廃棄物処理施設を有していないため、発生した廃棄物は全て処理業者に委託している。 ・がれき類、建設木くず等の再生可能な廃棄物は、再生利用率の高い処理業者選定を指導している。 ・電子マニフェスト使用を原則とし、優良処理認定業者の選定委託を全ての現場着工時に指導継続する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 による	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃掃法等の法改正についてはその都度現場に通知、周知し、産廃委託契約上の不備が生じないように管理、指導する。 ・ 再生可能な廃棄物は、再生利用業者（リサイクル等）に委託するよう指導する。 ・ 委託契約先の処理業者の实地確認を、現場だけでなく管理部署も定期的に行っていく。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【前年度(2023年度)実績】

[illegible]

別紙2

【今年度(2024年度)計画】

[illegible]